

PFI事業の評価基準（案）

下線部は従前の評価基準から明確化した箇所

1. 項目別の評価

(1) 概算要求における個別事業評価【40】

Sの場合【40】

S以外【0】

(2) 財政面の創意工夫等【15】

外部資金の活用や受益者負担による整備等、財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫等【○3つ以上:15, ○2つ:5, ○1つ以下:0】

- イ) 施設の複合化や、キャンパス内の複数事業の包括化による事業費等の縮減【○×】
- ロ) 維持管理運営業務（エネルギーマネジメント業務を含む）の改善（事業への導入）による事業費等の縮減【○×】
- ハ) 民間収益施設整備・運営の導入による事業費等の縮減【○×】
- ニ) 施設整備に係る費用のうち、産学連携企業からの共同研究レンタルラボ施設利用料や寄附金など、多様な財源の占める割合が1/3以上【○×】
- ホ) その他【○×】

(3) VFM【35】

1) 定量的評価【10】

- ① 適切な諸条件に基づき算定したVFMが3.0%以上【10】
- ② 適切な諸条件に基づき算定したVFMが1.0%以上3.0%未満【5】
- ③ VFMが上記以外【0】

※③に該当する場合は他項目の評価に関わらずC判定

2) 定性的評価【25】

- ① 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実（民間事業者へのインセンティブ付与を含む）【○3つ以上:5, ○2つ:2, ○1つ以下:0】
 - イ) ヒアリングや入札時における需要調査結果や現況調査結果の提示【○×】
 - ロ) ヒアリングにおける優良な評価【○×】
 - ハ) ヒアリングを踏まえた本体事業内容・条件（リスク分担除く）の設定【○×】
 - ニ) ヒアリングを踏まえた民間収益施設整備・運営の条件設定や、入札時の総合評価の重み付け等、積極的な民間提案を促すための創意工夫【○×】
- ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上【○3つ以上:15, ○2つ:5, ○1つ以下:0】
 - イ) 施設の複合化や、キャンパス内の複数事業の包括化によるサービスの質の向上【○×】
 - ロ) 維持管理運営業務（エネルギーマネジメント業務を含む）の改善（事業への導入）によるサービスの質の向上【○×】
 - ハ) 民間収益施設運営の導入によるサービスの質の向上【○×】
 - ニ) その他【○×】
- ③ 事業の安定性の確保【5】
 - イ) 需要・現況調査及びヒアリング等を踏まえたリスク分担の設定【2】
 - ロ) 事業内容に応じたモニタリング項目の設定【2（収入が発生する事業内容を含まない場合は3）】
 - ハ) 需要調査等を踏まえた継続的・安定的な収入が見込まれる事業規模・範囲・内容の設定【1】※収入が発生する事業内容を含む場合のみ評価

(4) 潜在するリスクの低減【5】

- ① 需要調査等の実施【2】
- ② 現況調査等の実施【2（改修工事を含まない場合は3）】
- ③ 設計図書等の保有【1】※改修工事を含む場合のみ評価

(5) 大学の基本構想及び事務体制【5】

- ① 基本構想等の策定【2】
- ② 学長・副学長をトップとする全学的責任体制及び事業実施体制の構築【3】

2. 総合評価

- S判定 100点満点中80点以上
- A判定 100点満点中70点以上
- B判定 100点満点中60点以上
- C判定 上記以外